

令和 5 年 2 月 1 日

発 行 者

久留米税務署管内

税務広報連絡協議会

税のひろば

今年は自宅でスマホを使って申告してみませんか？



申告書の作成は
こちらから



動画でチェック！
作成方法はこちらから



確定申告会場でも操作方法を案内しております。

◆◆会場への入場には「入場整理券」が必要です◆◆

配付方法・LINE アプリによる事前発行

(来場希望日の10日前から申込可能)

・会場当日配付



こちらから



申告会場 久留米税務署
久留米市諏訪野町2401の10

設置期間 令和5年2月8日(水)から3月31日(金)まで

※申告・納期限とは異なりますのでご注意ください。

受付時間 午前9時から午後4時まで

久留米税務署 0942-32-4461

自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

申告と納税

所得税 および
復興特別所得税・贈与税

令和5年
3月15日(水)まで

消費税 および
地方消費税(個人事業者)

令和5年
3月31日(金)まで

申告の際にはマイナンバーの記載
+ 本人確認書類の提示、又は
写しの添付が必要です。

ネット申告(e-Tax)で提出の
場合は、本人確認書類の提示、
又は写しの添付は不要です。

久留米税務署管内

税務広報連絡協議会

久留米税務署管内納税貯蓄組合連合会

公益社団法人久留米法人会

久留米青色申告会

久留米商工会議所税務相談所

久留米東部商工会青色申告会

久留米南部商工会青色申告会

小郡市商工会青色申告会

大刀洗町商工会青色申告会

田主丸町商工会青色申告会

うきは市商工会青色申告会

九州北部税理士会久留米支部

久留米間税会

久留米地区酒類業懇話会

後 援

久留米税務署

福岡県久留米県税事務所

《税務署からのお知らせ》

スマホ・パソコンから確定申告！



確定申告には、ご自宅からスマートフォン・パソコンでご利用いただける e-Tax（電子申告）が大変便利です。多くの方が訪れる**確定申告会場に出向かなくても**、マイナンバーカードとICカードリーダーライター又はマイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあれば、e-Tax を利用して申告書が提出できます。令和4年分の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅から e-Tax をご利用ください。

ICカードリーダーライターがなくてもスマホでOK！

ICカードリーダーライターがなくてもOK

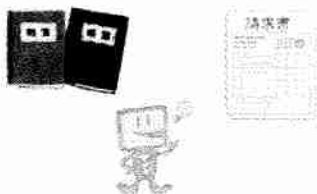
パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマートフォン（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、マイナンバーカードを使って e-Tax で送信できます！

※Windows の Microsoft Edge、Google Chrome、macOS の Safari、いずれにも対応。



青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！

令和4年分（令和5年1月以降）から、スマートフォンでも青色申告決算書・収支内訳書が作成可能になります！パソコンの画面もリニューアルされます！



スマホ画面



パソコン画面

相続税の申告書は e-Tax（電子）で提出（送信）することができます。

【対象年分】

令和元年分の申告（平成31（2019）年1月1日以降に相続等により財産を取得した者の申告）から e-Tax（電子）による提出（送信）が可能です。

【対象帳票】

相続税の申告書（23帳票）について、e-Tax ソフト等での作成・提出（送信）が可能です。

【添付書類】

申告書に添付する書類についても、イメージデータ（PDF形式）により提出（送信）できます。

また、光ディスク等に添付書類のイメージデータ（PDF形式）を保存して提出することもできます。

令和4年分の贈与税の申告の相談及び申告書の受付は、令和5年2月1日（水）～令和5年3月15日（水）です。申告書の作成及び申告は、国税庁ホームページを是非ご利用ください。

【贈与税の申告をしなければならない人】

- ① 個人から年間110万円を超える財産をもらった人
- ② 相続時精算課税の適用を受ける人（過去に相続時精算課税の適用を受け、令和4年中に特定贈与者から財産をもらった場合は、①の基準以下でも申告が必要）
- ③ 住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人
- ④ 教育資金の非課税制度の適用を受けた人で、取扱金融機関と教育資金管理契約が終了し、贈与税の申告義務がある人
- ⑤ 結婚・子育て資金の非課税制度の適用を受けた人で、取扱金融機関と結婚・子育て資金管理契約が終了し、贈与税の申告義務がある人



国税の納付は

スマホで スマートに

6つのPay払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます!

PayPay d払い au PAY
LINE Pay Pay amazon pay

スマホアプリ納付の
詳しい情報はこちらから



イータ君

令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

事前手続き不要!

**いつでもできる!
場所を選ばず
どこでもできる!**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス!

Pay払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き!

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は30万円です。
※ 利用するPay払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

久留米商工会議所税務相談所

令和5年10月～ 消費税 インボイス制度導入により今後こう 変わる

インボイス制度の導入により、売上先からは仕入税額控除の対象となる「適格請求書」の交付が求められ、他方、事業主本人においても「適格請求書」の保存がなければ仕入税額控除が受けられません。

例) 事業主は、330,000円(税30,000円)で商品を仕入れ、550,000円(税50,000円)で売却

【従来】



【令和5年(2023年)10月～】

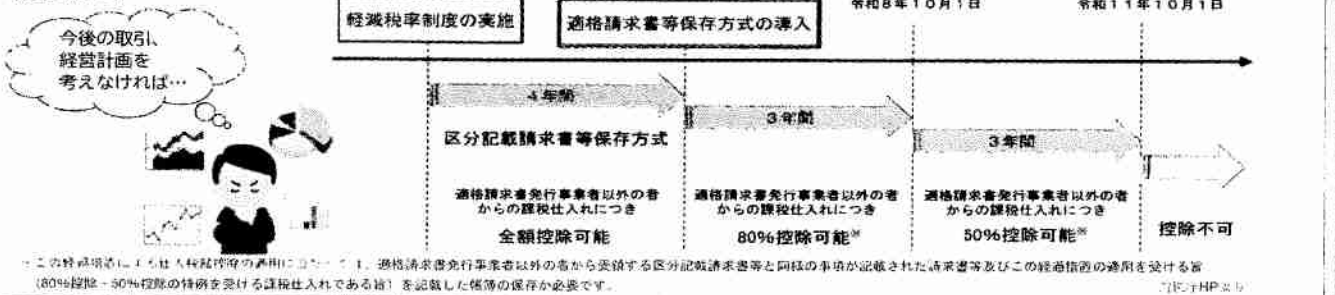


税法改正により、**事業主は「適格請求書発行事業者」ではない者から商品等の課税仕入れを行っても、消費税申告の際に消費税を支払ったものとして認めてもらえない。結果、納付大となる。(経過措置あり)**

※もしかしら、支払先が適格請求書発行事業者でないなら、取引が難しくなる場合あり。

【解決策】 支払先が、税務署へ登録申請書を提出して適格請求書発行事業者になる(令和3年10月1日～提出開始)。

(経過措置)



こんな方は今すぐ 税務相談所へ!!!

申告は 早めに

こんな時に ご利用下さい。



小企業者の **ベストパートナー** 税理士が常駐しています

久留米商工会議所 税務相談所

久留米市城南町 15-5 久留米商工会館 2F

☎(0942) 33-0221 FAX(0942) 37-5800

ふるさと納税で地域貢献

田主丸町商工会

石井 理 絵

当初は聞き慣れなかった「ふるさと納税」という言葉も今や当たり前のようになり誰もが口にするようになりました。利用する人も年々増加傾向にあるようです。私も周りに勧められなんとなく始め、毎年利用しています。寄付という形で税金を前払いし、後

で支払う税金から前払いした額が引かれ、自己負担分の2,000円で返礼品が受け取れる。自分の収入の限度額内での寄付であればお得感を感じ、今まで肉や魚、果物等様々なものを家族で食べ、楽しんできました。自治体の返礼品をネットで選び、あれにしよう！今度はこれにしよう！とよく考えずに始めたふるさと納税ですが、いったいどんな制度なのか、現状はどうなっているのか調べてみました。

地方で生まれ育ち、都会で暮らすようになれば、仕事に就き、住んでいる自治体に納税する事になります。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。しかし、育ててくれた大切な故郷に何か自分も関わり恩返しをしたいと考える人もいます。税制を通じて生まれ育った故郷へ貢献できる仕組みを……。そのような想いのもと「ふるさと納税」は導入されました。

納税者が寄付先を選択できる制度は、自分が収める税金がどのように使われるのか税に対する意識を高め、納税の大切さを考える良い機会になります。

一方、自治体は納税者に応えられるような施策の向上・地域の在り方を考え、より良い未来につなげようと努力します。共に成長を高め合う関係を築いていく。これがこの制度の大きな意義のようです。全国の様々な地域に活力が生まれ地方創生、地域活性化につながる素晴らしい制度だと思えます。

しかし、このふるさと納税、様々な問題を抱えているようです。その最たる問題は自治体間の返礼品競争の過熱化でしょうか。一時期、実質還元率が50%を超える返礼品を用意する自治体もあつたようです。総務省は制度の本来の趣旨に反するとし、返礼品を3割以下の地場産品に限定する法律を施行しました。また、都市部だけでなく地方の市や町でも、人気の返礼品を持たない自治体では、寄付で受け取る額より税収が減る額の方が大きくなり、赤字になる事も増え、寄付金受入トップの自治体とは極端な隔たりができてしまいました。都市部の税収流出、抜け道を見つけ収まらない返礼品競争など、問題は山積みなのです。

そんな中でも制度の趣旨に沿って全く返礼品を送っていない自治体もあります。その決断に賛同する声も多く寄せられているそうです。自治体の事業に共感した人が、返礼品目当てでなく応援を継続していく。

これが本来の理想的な形なのかもしれません。

（株）さとふるが、ふるさと納税経験者を対象に実施した2021年の調査では、52.7%の人が「地域貢献・地域応援を意識した」と回答し、そのほかの回答では、「九州なので水害の被災地を応援した（50代女性）」や「大雪に苦悩している自治体を応援したいから（50代男性）」などの声もあり、それぞれ応援の想いを込めて寄付をしていたことが分かり、納税者の意識も少しずつ変化しているように感じます。

返礼品を期待するのではなく、地域貢献を意識して寄付をする人が増えていきます。返礼品を求める人、純粹に応援したい人、納税者の考え方は様々です。そして私たちはふるさと納税を通じて、自分たちの税金の使い道を選択することができます。こんな税制はあまりないのではないのでしょうか。返礼品に惹かれて始めたふるさと納税ですが、これを機に制度の活用方法をしっかりと考え、今後も地方創生、地域活性化に微力ながら貢献していけたらいいと思います。



日本酒で乾杯！

飲酒運転撲滅！

私ども久留米地区酒類業懇話会におきましては各種団体のご協力を得まして飲酒運転撲滅キャンペーンを実施していますが、なかなか飲酒運転が減少しない状況にあります。

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」はよく聞きますが、少量のお酒でも心身に影響し、運転時に次のような状況が現れ、取り返しのつかない事故を起こしてしまいますのでお酒を飲んだ時は絶対運転しないようにして下さい。

- 1 動体視力が落ち、視野が狭くなり、信号の変化や路上の人、車の動きの見極めが遅れる。
- 2 抑制が取れ理性が失われ、判断力が低下し、スピード出しすぎや乱暴な運転になる。
- 3 集中力が鈍り、とっさの状況変化に対応できない。
- 4 運動神経が麻痺し、ハンドル操作やブレーキ動作が遅れる。
- 5 平衡感覚が乱れ、蛇行運転する。

アルコールの代謝には時間がかかります。

体重60kgの成人男性で、1単位（ビール中瓶1本、日本酒1号、焼酎0.6号）のアルコールが体内から消えるまでに約3～4時間かかります。これはあくまで目安で、体格、体質、性別で異なります。

アルコールは肝臓で約90%代謝され、残りの約10%は呼気、汗、尿として排出されますが、この割合は入浴や運動をしても変わりません。たくさんの汗をかいても10%以上のアルコールが汗として排出されることはないのです、アルコールの代謝は待つしかありません。

したがって、お酒を飲み過ぎた翌日は絶対に運転をしないようにして下さい。



不動産取得税のあらまし 及び軽減措置について



注：記載されている法律の条・項の番号（法第73条の14第3項など）は、令和4年4月1日現在のものです。

不動産取得税のあらまし

●不動産取得税とは

不動産取得税とは、登記の有無や有償・無償またはその原因（売買、贈与、交換など）にかかわらず、不動産（土地、家屋）を取得した場合に課税される税です。

●納める人（地方税法（以下、「法」といいます。）第73条の2）

- 家屋を新築、増築、改築、売買、交換、贈与などにより取得した人
- 土地を売買、交換、贈与などにより取得した人

●納める額

$$\text{不動産の価格（※a）} \times \text{税率（※b）} = \text{納める額}$$

（※a）不動産の価格とは（法第73条の21、法附則第11条の5）

- 不動産の価格とは、取得時において市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。（売買価格や建築費用の価格ではありません。なお、価格が登録されていないときは、一定の基準により評価した価格によります。）
- 家屋を新築や増築等された場合は、現地調査のうえ、固定資産評価基準により価格を決定します。なお、翌年度に課税される固定資産税の価格は不動産取得税の価格とは異なります。
- 土地の地目変換（宅地転用許可を受けた農地の取得等）により不動産を取得した場合も、調査して価格を決定します。
- 宅地及び宅地に準じて評価された土地を令和6年3月31日までに取得した場合は、価格が1/2に軽減されます。

（※b）取得時期により下記税率が適用されます。
（法第73条の15、法附則第11条の2）

取得した不動産 取得の時期	土地	家屋	
		住宅	住宅以外
平成18年4月1日～ 平成20年3月31日	3%	3%	3.5%
平成20年4月1日～ 令和6年3月31日	3%	3%	4%

不動産取得税の軽減措置

住宅を新築したり、中古住宅を取得した場合で一定の要件を満たす場合は、不動産取得税が軽減されます。

★上記の軽減措置を受けるには申請が必要です。 →詳細は福岡県のホームページ又は県税事務所にお尋ねください。

※軽減措置の申請ができる期間は、不動産を取得した日から5年以内に限ります。

（ただし、土地取得後に住宅を新築した場合等で、減額する額の還付がある場合は、住宅新築日等から5年以内となります。）

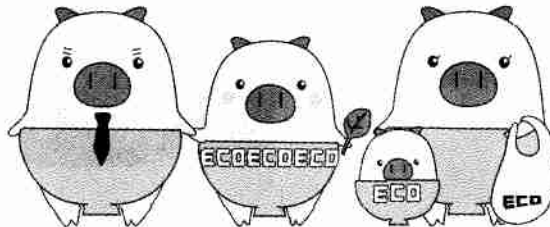
※申請については郵送でも受け付けますので、必要書類など手続き方法については県税事務所にお尋ねください。

※福岡県のホームページから、必要書類のダウンロードができます。

福岡県 不動産取得税 住宅軽減

検索

★この他にも軽減措置があります。ご不明な点は県税事務所にお尋ねください。



久留米県税事務所

〒839-0861 久留米市合川町1642-1
（福岡県久留米総合庁舎4階）

不動産取得税係 …………… TEL 0942-30-1074
1016
1015

企業と社会の健全な発展を目指して！

(公社)久留米法人会の社会貢献活動のご紹介

公益社団法人久留米法人会の青年部会・女性部会は昨年11月12日(土)～13日(日)に開催された「ふるさと久留米農業まつり」会場において、地域社会貢献活動の一環として

青年部会(高嶋智久部会長)は「税金クイズ」を実施しました。日曜日は生憎の雨模様でしたが、二日間で約1,000人の方々に参加・チャレンジしていただきました。税に関する問題が5問出題されましたが、多くの家族連れの参加者は、家族みんなで相談しながら回答されていました。

女性部会(井上愛子部会長)は「チャリティーバザー」を開催しました。バザー物品を提供していただいた皆様、来場者のご協力・ご支援により売り上げは192,670円になり、善意の基金で久留米・小郡・うきはの各社会福祉協議会へご希望の商品を贈呈することができました。この取組は、女性部会が平成9年から実施している社会貢献事業です。



税金クイズ

チャリティーバザー



人に街に愛される法人会をめざして

 公益社団法人 **久留米法人会**

〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館3F TEL 0942-39-2326

ホームページ <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kurume2/> メール info@kurume-houjin.com

待ったなし！インボイス

九州北部税理士会 久留米支部
税理士 柳 良一

昨年来、「インボイス」という言葉が国税当局の資料に限らず、新聞やネットの記事でもよく見かけるようになりました。

いよいよ今年は、インボイス元年です。

私の事務所でも、昨年10月以降、関与先へ説明を行い、インボイス発行事業者の登録申請を促していますが、説明しながら再認識したことがあります。

それは、国税庁のホームページから引用したリーフレットの中に、インボイスとは「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額を伝えるための手段」と書いてあり、つまりは売手買手双方が同額の消費税額を認識するための手段を制度化すべきであるということです。

例年、関与先から消費税の質問を承ることがよくありますが、前述に関連して昨年実際に承った事例を二例紹介します。

- 1 土地付きの太陽光発電設備を購入した場合に消費税はどうするのか？
これは、売買契約書に消費税額の記載がなく、事後にこの契約書でなんとかならないかを相談があったことから、対応に苦慮しました。
- 2 車検費用の中に「ケアメンテナンス料」が含まれており、消費税はどうなるのか？
これは、ケアメンテナンス料の中に将来の定期点検料つまり前払い費用が含まれていて、こちらから車検をしたディーラーへ直接確認しましたが、明確な回答は得られませんでした。

やはり、実際にこのような質問を承ると、正確に伝える方策が必要なのかもしれないと思いました。

さて、インボイスの説明をした後の関与先の反応ですが、やはり、免税事業者と課税事業者の方では温度差がありました。

免税事業者の方へ、「取引先から要請があれば仕方ないでしょうね。」と申請の承諾を求めますが、もう少し考えさせてほしいとのことで年末までの申請を保留され、消費税の納税にとどまらず書類保存の煩雑さなど影響の大きさが伺えます。

一方、課税事業者の方は、申請の承諾は即答されますが、そのあと、取引先に免税事業者がいる場合にどう説明すればいいのか苦慮している様子でした。

事務所としても、インボイス請求書のチェックやインボイスでない請求書との区分などなど事務量の増加は避けられませんが、日本の将来のためには適正公平な消費税の税収確保は必要不可欠であり、インボイス制度がそれを促進することから、納税者の方々へきめ細かく説明し、ニーズを承りながら、プラス思考で対応しないといけないと思う今日この頃です。



久留米間税会だより

間税会の
キャッチフレーズ
消費税
活かすみんなの
間税会

久留米間税会
事務局

〒830-0022
久留米市城南町15-5
商工会館 3F
(公社)久留米法人会内
TEL 0942-39-2326
FAX 0942-33-5099



久留米間税会及び久留米間税会青年部は、『税を考える週間』の11月22日、久留米シティプラザ久留米座に於いて、落語家の立川生志氏による久留米間税会チャリティ落語会を開催いたしました。

会員及び会員の社員などの参加により、賑やかな落語会となりました。

ここでの募金は久留米市の教育振興募金に寄贈いたしました。

ご協力いただきました皆様、ありがとうございました。

表彰

令和4年12月20日、ハイネスホテルに於いて表彰式を行いました。

税の標語の表彰者

全国間税会総連合会

入 選 東国分小学校 清水凜人

久留米市教育委員会

教育長賞 上津小学校 古賀絵莉夏 / 篠山小学校 楊井杏奈

久留米税務署

税務署長賞 京町小学校 向井公平 / 西牟田小学校 松木琴美

久留米間税会

優 秀 賞 北野小学校 清原一将 / 水分小学校 野上恵汰

入 選 安武小学校 小柳遙楓 / 水繩小学校 石井蒼馬

大善寺小学校 太田智亮 / 田主丸小学校 平木佳教

竹野小学校 坂井華歩

久留米青色申告会だより

青色申告会とは、個人事業の青色申告者を中心に全国で結成された伝統ある納税者団体で、正しい申告・納税を進め、公平・公正な税制の創設や社会保障の改善を要望し、税制史上に残る多くの成果をあげています。今日では、全国に2,200会にも及び、会員数は100万人を超えています。

久留米青色申告会とは

久留米青色申告会は、約400の個人事業所で構成され、以下のような様々な事業を行っております。

当会に未加入の方は、是非ご入会され、経営の合理化、企業の繁栄にお役立てください。

●久留米青色申告会の主な事業内容●

- ・決算書、申告書作成説明会
- ・決算、申告時の税理士による個別相談会
- ・経理初心者の方にもわかりやすく解説する「やさしいシリーズ研修会」

(初心者のための帳簿のつけ方編、青色申告の簡易帳簿のつけ方編、減価償却の仕方編、決算の仕方編、消費税編、会計ソフト編など)

・青色申告会会員限定の会計ソフト「ブルーリターンA」講習会およびサポート

- ・税務及び経営相談に関する様々なサポート
- ・後継者専従者や若手経営者を中心とした青年部、配偶者専従者を中心とした女性部事業
- ・異業種交流会

【お問合せ先】

〒83010022 久留米市城南町1515
久留米青色申告会 (久留米商工会議所経営支援課内)
TEL..094213310213
ホームページは「久留米青色申告会」で検索ください。

決算のチェックポイント

決算は、確定申告をするためだけでなく、金融機関などから融資を受けるときや事業の経営状態、資産などの内容を把握して今後の経営に役立たせるといふ大事な役割を持っていますので、経営の状態を正しく反映した決算書を作成する必要があります。

また、決算の確認にあたっては、特に次の項目に留意してください。

《棚卸表の作成》

商品や消耗品等の棚卸資産は年末に実地棚卸をおこない、残っている棚卸資産の数量を把握します。そして、年末に一番近い時期に仕入れたその棚卸資産の仕入単価により、年末の棚卸高(単価×数量)を明らかにします。必要経費となる商品等の売上原価や消耗品費は、年初の棚卸高と年間の仕入高(購入高)を足したもので、年末の棚卸高を引いた金額となります。

《帳簿の内容の確認と月次金額の集計》

帳簿に記載した事項と、納品書や請求書・領収証等の原始記録を照合して記入に誤りがないか確認します。預貯金は金融機関の預金通帳と記帳内容を突き合わせます。毎月末に売上や仕入、必要経費の科目ごとの月間の取引金額を記入する月別集計表を作成すると誤りを発見しやすいでしょう。年間の累計表を作成するための基礎資料となりますので、ぜひ、月別集計表を作成してください。

《決算のための帳簿の整理》

本年の収入や必要経費に計上すべき金額を確定するため、個別の項目を確認します。主なものは次の通りです。

①感染症による事業関連の給付金など

事業復活支援金、営業自粛要請にともなう地方自治体などの協力金、雇用調整助成金など必要経費の補填を目的とした給付金などは事業所得になります。受給したものは「雑収

入」に計上します。

②売掛金、買掛金、未払費用

代金の受け取りや支払いが翌年になる場合でも、商品やサービスなどの引き渡し済み、代金が確定しているものは、本年分の売上や仕入、必要経費として計上します。

③前受金、前払費用

代金の受け取りや支払いが記帳されていて、商品やサービスの引き渡し済みでないものや、翌年分以後の期間に対応する部分が含まれている場合は、本年の収入や必要経費から除きます。

④家事関連費

家事にかかわる部分が含まれる家事関連費のうち必要経費になるのは、取引記録にもとづいて業務遂行上直接必要であったことが明らかにできる金額に限られます。この場合は家事分の支出を合理的に計算し(家事按分)し、必要経費から除きます。

⑤自家消費

棚卸資産を家事用や宣伝等の業務用に使った場合は自家消費となります。原則として通常の販売価格とするか、または「通常の販売価格×70%」と仕入金額のいずれか大きい方の金額で収入金額とします。なお、宣伝等の業務に使った場合は、同額を宣伝費等の必要経費に計上します。

《減価償却費の計算》

本年中に取得した使用可能期間が1年以上で取得金額が10万円以上の減価償却資産については、その取得価額により経費の計上方法が変わります。詳細は国税庁ホームページ等でご確認ください。また、取得価額にはその資産本体の価額に加えて、購入のために要した引取運賃や運送保険料、購入手数料等の付随費用も含めま

※その他、わからないことがございましたら久留米青色申告会までお尋ねください。



納貯連だより

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催で実施している中学生の「税についての作文」事業は、今年で第五十六回を迎え、全国で六千五百九十五校から、四十六万九百十八編の応募がありました。当連合会の管内中学校からも、十二校、九百十八編の作文が寄せられました。その応募の中から、各賞を受賞された皆さんを紹介致します。

◎福岡県納税貯蓄組合連合会 会長賞

久留米市立諏訪中学校

藤崎 結衣

◎久留米税務署長賞

久留米市立諏訪中学校

野田 結菜

福岡教育大学附属久留米中学校

田島 愛彩

◎久留米県税事務所長賞

福岡教育大学附属久留米中学校

金丸 咲紀

◎久留米市長賞

福岡教育大学附属久留米中学校

児玉 瑚花

◎小都市長賞

小都市立三国中学校

権藤 菜月

◎うきは市長賞

うきは市立吉井中学校

澤田 青波

◎九州北部税理士会 久留米支部長賞

小都市立三国中学校

中村 咲絵

◎久留米税務署管内 納税貯蓄組合連合会会長賞

久留米市立青陵中学校

吉塚 嶺

◎公益社団法人 久留米法人会会長賞

福岡教育大学附属久留米中学校

今井 佑奈

安心して暮らせる社会を支える税金

久留米市立諏訪中学校

一年 藤崎 結衣

三年前の春、祖母が入院しました。大腸に悪性腫瘍ができてしまったとのことでした。ハワイアンバンドでウクレレを弾いていて、いつも明るい祖母が不安そうにしている、私も悲しくなりました。

検査の結果、できている場所が悪く、上手に取り除くのは難しいかもしれない、とのことでした。母が、手術できる病院が限られていること、それと手術が難しい分、治療費もとても高いだろうから受けることができるだろうか、と心配していました。しばらくして祖母の悪性腫瘍を切除できる病院が見つかりダビンチ・システムというロボットによる手術を受けることになりました。私は手術できる病院が見つかったのはいいこと、ただ、そのような最先端の手術ならばきっと高額だから治療費は大丈夫なのか、と心配になりました。しかし、祖母は、後期高齢者医療制度によって、税金の補助があるため、今の生活レベルのまま安心して治療が受けられる事が分かりました。その後、祖母の手術は成功し、「おばあちゃん元気になったよ」と久しぶりに明るい声を聞いたとき、本当に嬉しくて、税金制度があつて良かった、と心から思いました。

ところが、せっかく祖母の病気が良くなったのに、しばらくしてコロナウイルス感染症が世界で流行り始めました。高

齢者にとって感染は命にかかわる上に、祖母は闘病でウイルスに対抗できる力が弱まっているらしく、会いに行くことが難しくなっていました。

しかし、しばらくして政府が税金でワクチン無料接種を実現してくれました。ワクチン接種後、不安は軽くなり、祖母に感染対策をして会いに行くことができました。祖父母の明るい笑顔を見て私も幸せな気持ちになりました。

コロナ禍では私達の学校生活にも影響がありました。令和二年春、長期間の休校がありました。その後、パソコンが一人一台配られて学級閉鎖の時もオンライン授業ができるようになりました。これも税金のおかげです。

両親は毎月会社からの給料明細を見て、「税金高いなあ」と苦笑しています。でもその後で、お金を稼ぐことのできる私や祖父母が安心して笑顔で暮らせるために、頑張つて国にも収めるよと言っていました。

ただ両親は税金の使われ方で経費についての工夫が無いか考える時があると言います。例として、令和二年四月に国民全員に十万円が給付されましたが、事務費として千四百五十八億七千九百万円もかかっているそうです。

母はITなどを活用した、費用の削減方法があるのではないかと考えており、私達若い世代に期待しているそうです。

私達の暮らしにとって大切な税金に感謝し有効に使っていきける社会にするために何かできるよう日々頑張っていきたいと思っています。

久留米税務署管内
納税貯蓄組合連合会

(事務局) 久留米市荒木町白口3001-28-1-302

古賀敏久税理士事務所内

電話 0942(51)9278